

保護者の方へ：予防接種をする前に必ずお読みください。

水痘（みずぼうそう）定期予防接種のお知らせ

予防接種法に基づく定期予防接種を次のとおり実施します。

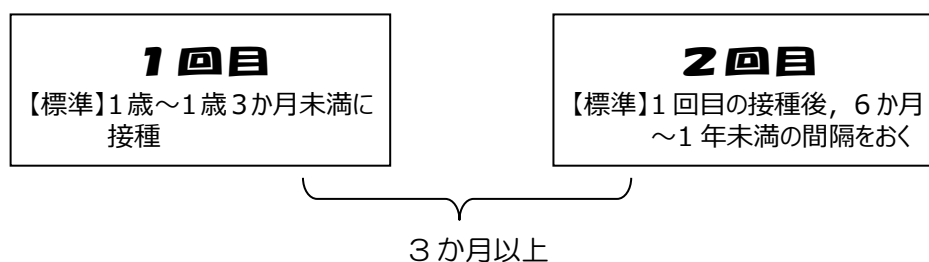
予防接種は、確実な免疫をつけるために規定された期間で受けることが大切です。

規定された期間以外での接種は、任意によるものとして取り扱われ、有料となりますのでご注意ください。

1 対象年齢，回数，標準的な接種期間，間隔

対象年齢	回数	標準的な接種期間	間隔
1歳～3歳未満	2回	1回目：1歳～1歳3か月未満	3か月以上
		2回目：1回目接種後，6か月～1年未満の間隔をおく	

2 接種方法



3 接種費用 無料（公費負担）

4 実施場所 調布市定期予防接種指定医療機関（別紙参照）
※狛江市，世田谷区，三鷹市，府中市の医療機関でも予防接種を受けることができます。その際は，調布市の予診票を必ずお持ちください。

5 その他

- (1) 接種前に別紙「予防接種を受ける際の注意点」を必ずお読みください。
- (2) 接種を希望する方は，必ず医療機関にご予約ください。
- (3) 接種当日は，予診票・母子健康手帳・マイナ保険証（健康保険証）又は資格確認書をお持ちください。

問合せ／調布市福祉健康部健康推進課 電話 042-441-6100

水痘（みずぼうそう）

水痘（みずぼうそう）とは

水痘・带状疱疹ウイルスに初めて感染したときにみられる急性の感染症で、直接接触、飛沫あるいは空気感染によって広がる、最も感染力の強い感染症のひとつです。ひとたび感染すると一生、体の中（三叉神経節などの脳神経節や脊髄後根神経節）に潜伏感染し、加齢や免疫抑制状態等で再活性化し带状疱疹を発症します。

水痘（みずぼうそう）の潜伏期間は通常2週間程度（10～21日）です。特徴的な発疹が主な症状でかゆみを伴います。発熱を伴うこともあります。発疹は斑点状の赤い丘疹から始まり、その後3～4日は水疱（水ぶくれ）となり、最後は痂皮（かさぶた）を残して治癒します。発疹はお腹や背中、顔などに多い傾向がありますが、頭部など髪に覆われた部分にも現れるのが特徴です。

通常1週間程度で自然に治癒しますが、まれに脳炎や肺炎、肝機能の異常を伴うことがあります。抗ウイルス薬（アシクロビルなど）が使用されることもあります。また、皮膚から細菌が感染して化膿したりすることはまれではなく、敗血症などの重症の細菌感染症を合併することがあります。ハイリスク患者（急性白血病などの悪性腫瘍の患者さんや、治療によって免疫機能が低下している人及びそのおそれのある人）では特に重症となります。

水痘（みずぼうそう）ワクチンと副反応について

水痘・带状疱疹ウイルスを弱毒化してつくった生ワクチンです。このワクチンを1回受けた方のうち、約20%は、後に水痘（みずぼうそう）にかかることがあります。もしかかっても軽くすむとされていますが、確実に予防するためには2回の接種を行います。

水痘患者に接触した場合、3日以内にワクチンを接種すれば発症を予防できるとされ、院内感染の防止などにも使用されています。

健康小児、成人では副反応はほとんど認められませんが、時に発熱、発疹がみられ、まれに局所の発赤、腫脹（はれ）、硬結（しこり）がみられます。

「予防接種健康被害救済制度」について

定期予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく給付（医療費、医療手当、障害年金、死亡一時金等）を受けることができます。給付申請の必要が生じた場合には、健康推進課へご相談ください。